

§ 47 (物品の引渡し及び領置) II

第2編 第2章 刑事施設における被収容者の処遇

を拒んだもの(前条VII参照)以外のもの)について、被収容者が使用・摂取することができる物品は、被収容者に引き渡し、その余のものは、刑事施設の長が領置するものとしている。

この節の前注に記載したとおり、監獄法令の下では、在監者の私物は、すべて、所長が領置するものとされていたのに対し、本条では、被収容者に使用・摂取が許される物品以外のものは、刑事施設の長が領置するが、使用・摂取が許される物品は、被収容者に引き渡し、その自主的な管理に委ねるものとされているのである。

II 本条の適用関係

本条が規定しているのは、要するに、被収容者の私物のうち、被収容者が使用・摂取することができる物品は、被収容者に引き渡し、それ以外の金品は、刑事施設の長が領置するということであるが、本条の規定に即していうと、⑦法44条1号・2号の金品(被収容者が収容の際に所持するもの及び収容中に取得したもの)については、物品で、法45条1項各号のいずれにも該当しないもの(刑事施設内に受け入れられるもの)、⑩法44条3号の金品(差し入れられたもの)については、物品で、前条1項各号のいずれにも該当せず、かつ、被収容者が交付を受けることを拒まなかったもの(刑事施設内に受け入れられるもの)のうち、この法律の規定により使用・摂取することができるものは、被収容者に引き渡し、他方、⑦⑩の物品のうち、使用・摂取することができないものと、法44条1~3号の金品のうち、現金で、前条1項1号・2号・4号のいずれにも該当しない<sup>28)</sup>もの(刑事施設内に受け入れられるもの)は、刑事施設の長が領置するものとされている。刑事施設に受け入れられる金品のうち、物品は、使用・摂取することができるものは被収容者に引き渡し、それ以外のものは刑事施設の長が領置し、現金は、すべて、刑事施設の長が領置することとなるのである。「(この法律の規定により)被収容者が使用し、又は摂取することができるもの(物品(その物品の範囲については、前条の解説II参照))」とは、被収容者に使用・摂取が許される個々の物品を意味し、ある物品の使

28) 前条1項3号・5号・6号により刑事施設内に受け入れられないのは、物品に限られ、現金は含まれない。

第5節 金  
用・摂取  
べての物  
奪う)も  
逃走に使  
配関係の  
は貸与・  
(法49)の  
もないか  
号・4号に  
を拒んだ  
ない。す  
で、被収  
するに、  
で、刑事  
本条の  
点)だけ  
(被収容者  
られたと  
本条によ  
に、領置  
本条1項  
について  
事施設の  
差入物品  
ものは、  
すること  
者に引き  
その使用

29) 本条  
物品

用・摂取が許されるときに、(刑事施設内に受け入れられた)これと同種のすべての物品を引き渡すという趣旨ではない。現金は領置する(被収容者の占有を奪う)ものとされているのは、被収容者に現金の保管を許す場合には、贈賄や逃走に使用されるおそれがあることに理由がある(そのほか、被収容者間での支配関係の形成に用いられるおそれもある)が、他方で、被収容者には、必要なものは貸与・支給され(法40・42 II)、かつ、必要な限度で現金の使用は許される(法49)ので、使用・摂取が許される物品のように物理的な保管を認める必要もないからである。なお、法44条3号の金品のうち、現金(前条1項1号・2号・4号に該当しないもの)は、物品<sup>29)</sup>と異なり、被収容者が交付を受けることを拒んだものも領置するものとされているが、これには特段の実質的な意味はない。すなわち、法44条3号の金品(前条1項各号のいずれにも該当しないもの)で、被収容者が交付を受けることを拒んだものは、現金・物品のいずれも、要するに、被収容者に引き渡されず、差入人が引き取り、又は国庫に帰属するまで、刑事施設の長が領置・保管することになるのである。

本条の規定は、被収容者の私物が刑事施設内に存在するに至ったとき(時点)だけに適用されるものではない。被収容者の私物が存在するに至ったとき(被収容者が金品を所持して刑事施設に収容されたときや、被収容者に金品が差し入れられたときなど)は、刑事施設内に受け入れられないものを除き、その私物は、本条により、被収容者に引き渡され、又は刑事施設の長が領置するが、その後、領置物品について、被収容者が使用・摂取することができることとなれば、本条1項により、被収容者に引き渡され、逆に、被収容者が保管している物品について、使用・摂取することができないこととなれば、本条2項により、刑事施設の長が領置することとなる。例えば、直ちには使用・摂取が許されない差入物品であっても、将来的に使用・摂取が許されることとなると見込まれるものは、刑事施設内に受け入れられ(前条の解説II参照)、刑事施設の長が領置することとなるが、その後、その使用・摂取が許されることとなれば、被収容者に引き渡される。また、被収容者に使用・摂取が許されている物品について、その使用・摂取を許す処分が撤回された場合(法41条の解説V参照)や、そ

29) 本条2項1号の「前項各号に掲げる物品」には、被収容者が交付を受けることを拒んだ物品(本条1項2号の括弧書参照)は含まれない。